



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 3 日 (火)
号外第 102 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 規 則 | 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (65) (職員課) 4 |
| | 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則 (66) (行政経営推進課) 6 |
| | 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (67) (〃) 11 |
| | 鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (68) (指導管理課) 19 |

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成19年7月の組織改正に伴い、職員の職に、新たにチーム長の職を加える。

2 規則の概要

- (1) 職員の職に、チーム長の職を設ける。
- (2) 施行期日は、平成19年7月5日とする。

鳥取県行政組織規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

県民との協働・連携の推進、産業振興・雇用確保等、新たな行政需要及び緊急の課題に対応するため、次世代改革室、協働連携推進課、分権自治推進課及び産業振興戦略総室の設置等本庁の課等の整備を行うとともに、附属機関の庶務担当機関を改める等県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁組織に関する事項

(ア) 次に掲げる課等を新設する。

- a 企画部次世代改革室
- b 企画部協働連携推進課
- c 企画部分権自治推進課
- d 商工労働部産業振興戦略総室

(イ) 次に掲げる課等を廃止する。

- a 企画部とっとりイメージ創出室
- b 企画部地域自立戦略課
- c 商工労働部企業立地課

イ 附属機関に関する事項

鳥取県個人情報保護審議会のうち住民基本台帳に関する事務の庶務担当機関を分権自治推進課（現行地域自立戦略課）とする。

ウ その他

内部組織及び所掌事務について所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正

(1)に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成19年7月5日とする。

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成19年7月の県の行政組織の見直し及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 行政組織の見直しに伴うもの

協働連携推進課の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 法令の制定改廃に伴うもの

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等に基づく基本計画の作成

等の事務処理権限の区分を次のとおり定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

| 区 分 | 決裁権限 |
|--|------|
| 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 | |
| ・基本計画の作成及び変更 ・地域産業活性化協議会の設置及び構成員の追加 | 知事決裁 |
| ・基本計画の作成及び変更に係る主務大臣への協議 ・基本計画の軽微な変更及び当該変更に係る主務大臣への届出 ・企業立地計画の承認、承認の取消し及び変更の承認 ・事業高度化計画の承認、承認の取消し及び変更の承認 | 部長専決 |
| ・基本計画の作成及び変更に係る公表 ・地域産業活性化協議会を組織する旨の公表 ・企業立地計画及び事業高度化計画の承認並びに変更承認に係る関係市町村への通知 | 課長専決 |
| ・企業立地計画及び事業高度化計画の実施状況の報告の徴収 | 課長委任 |
| 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 | |
| ・基本構想の作成及び変更 | 知事決裁 |
| ・基本構想の作成及び変更に係る主務大臣への申請 ・地域産業資源活用事業計画（計画の変更を含む。）の検討及び主務大臣への送付 | 部長専決 |
| ・基本構想（構想の変更を含む。）の公表 | 課長専決 |

(3) 施行期日は、平成19年7月5日とする。

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

シンポジウム等において、県史に関する県の刊行物を販売するため、出納員に委任させる事務に県史に関する県の刊行物の販売代金等に係る現金の収納に関する事務を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 出納員に委任させる事務に県史に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務を加える。
- (2) 前金払をすることができる経費にケーブルテレビの利用料金を加える。
- (3) 平成19年7月の組織改正に伴い、所要の改正を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成19年7月5日とする(3)を除き、公布日とする。

規 則

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第65号

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、<u>チーム長</u>、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務局次長、事務次長、教授、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、監察員、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、生活指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、船員、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、理療師、看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現</p> | <p>別表（第2条関係）</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、行政監察監、次長、参事監、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、副出納長、課長、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務局次長、事務次長、教授、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、監察員、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、生活指導員、児童生活支援員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、通信士、船員、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、理療師、看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、自動</p> |

業職長、自動車整備士、運転士、守衛、交換手、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、道路技術員、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

車整備士、運転士、守衛、交換手、ボイラ技士、機械技手、調理師、調理員、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、道路技術員、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|--|---------|--------------------------------------|--|-------------|--------------------------|
| (局及び課並びに内部組織の設置) | | | (局及び課並びに内部組織の設置) | | |
| 第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。 | | | 第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。 | | |
| 部局等 | 局及び課 | 内 部 組 織 | 部局等 | 局及び課 | 内 部 組 織 |
| 略 | | | 略 | | |
| 企画部 | 略 | | 企画部 | 略 | |
| | 次世代改革室 | | | とっとりイメージ創出室 | |
| | 広報課 | 企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 情報発信強化・催事調整担当 | | 広報課 | 企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 |
| | 協働連携推進課 | 政策連携担当 協働担当 | | 地域自立戦略課 | 自立企画担当 協働担当 中山間地域振興担当 |
| | 分権自治推進課 | 分権自治担当 財政担当 選挙担当 地域振興担当 | | | 分権自治推進室 財政担当 分権自治担当 選挙担当 |
| 略 | | | 略 | | |

| | | | |
|------------|--------------------------|---------------|--|
| 商工労働部 | 経済政策課 | 略 | |
| | | 企画調査室 | 経済政策調査企画 担当 経済・雇用 振興キャビネット 担当 |
| | 産業開発課 | 産業振興担当 知的財産担当 | |
| | | 略 | |
| | 産業振興戦略総室 | 産業立地政策チーム | |
| 企業誘致推進チーム | | | |
| 新事業開拓チーム | | | |
| 雇用・人材確保チーム | | | |
| 労働雇用課 | 労政福祉係 職業能力開発係 雇用就業支援係 | | |
| | 障害者就業支援室 | | |
| | 略 | | |

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課

(1) 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること(次世代改革室の所掌に属するものを除く。)

(2)及び(3) 略

(4) その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること(次世代改革室の所掌に属するものを除く。)

(5)~(7) 略

次世代改革室

(1) 次世代改革の推進に係る総合調整に関すること。

(2) 将来ビジョンの策定に関すること。

| | | | |
|-------|---------------|--------------------------------------|--|
| 商工労働部 | 経済政策課 | 略 | |
| | | 企画推進室 | |
| | 産業開発課 | 経営革新支援担当 国際通商 担当 知的財産担当 | |
| | | 略 | |
| | 企業立地課 | 企業誘致担当 ワンストップ サービス担当 産業立地政策 担当 | |
| 略 | | | |
| 労働雇用課 | 労政福祉係 職業能力開発係 | | |
| | 雇用政策室 | | |
| | 障害者就業支援室 | | |
| 略 | | | |

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画課

(1) 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。

(2)及び(3) 略

(4) その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること。

(5)~(7) 略

とっとりイメージ創出室

(1) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。

(3) 催事に係る総合調整に関すること。

| | |
|--|--|
| <p>広報課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(6) 催事に係る総合調整に関すること。</u></p> <p>協働連携推進課</p> <p><u>(1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(3) 特定非営利活動法人に関すること。</u></p> <p>分権自治推進課</p> <p><u>(1) 市町村の地方分権の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市町村の行財政に関すること。</u></p> <p><u>(3) 選挙に関すること。</u></p> <p><u>(4) 過疎・中山間地域の振興に関すること。</u></p> <p><u>(5) 県外からの定住促進等地域振興に関すること。</u></p> <p>青少年・文教課～統計課 略</p> | <p>広報課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>地域自立戦略課</p> <p><u>(1) 地域の自立の推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 鳥取ルネッサンスの推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) 特定非営利活動法人に関すること。</u></p> <p><u>(5) 過疎・中山間地域の振興に関すること。</u></p> <p><u>(6) 市町村の行財政に関すること。</u></p> <p><u>(7) 市町村の地方分権の推進に関すること。</u></p> <p>青少年・文教課～統計課 略</p> |
| <p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経済政策課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 経済・雇用振興キャビネットに関すること。</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>産業開発課</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> | <p>(商工労働部各課の所掌事務)</p> <p>第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>経済政策課</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>産業開発課</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 企業の育成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> |

(3) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金融機関及び官庁の連携に関すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 竹内工業団地及び崎津工業団地に係る企業立地の推進に関すること。

産業振興戦略総室

(1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関すること。

(2) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(3) 物流施策に関すること。

(4) 企業立地の推進に関すること(産業開発課の所掌に属するものを除く。)

(5) 企業の新事業開拓支援に関すること。

(6) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関すること。

(7) 雇用情勢の改善及び人材の確保に関すること。

労働雇用課

(1)~(5) 略

(6) 雇用・就業対策に関すること(産業振興戦略総室の所掌に属するものを除く。)

(7) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)
第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

| 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 |
|--------------|--|---------|
| 略 | | |
| 鳥取県個人情報保護審議会 | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同 | 分権自治推進課 |

(4) 共同して研究等を行う大学等、民間及び官庁の連携に関すること。

(5) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(6) 略

(7) 略

企業立地課

(1) 企業立地の推進に関すること。

(2) 農村地域への工業等の導入の促進に関すること。

(3) 低開発地域の振興に関すること。

労働雇用課

(1)~(5) 略

(6) 雇用対策に関すること。

(7) 略

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)
第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

| 附属機関 | 担任する事務 | 庶務担当機関 |
|--------------|--|---------|
| 略 | | |
| 鳥取県個人情報保護審議会 | 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同 | 地域自立戦略課 |

| | |
|---|---|
| 法第30条の5第1項の規定 による通知に係る本人確認 情報の保護に関する事項に ついての調査審議並びにこ れらの事項についての知事 に対する建議に関する事務 | 法第30条の5第1項の規定 による通知に係る本人確認 情報の保護に関する事項に ついての調査審議並びにこ れらの事項についての知事 に対する建議に関する事務 |
| 略 | 略 |

(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部県民室及び企画部分 <u>権自治推進課</u> において処理する。 | (庶務) 第4条 審議会の庶務は、総務部県民室及び企画部地 <u>域自立戦略課</u> において処理する。 |

附 則

この規則は、平成19年7月5日から施行する。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>課内室長等</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、企画総務室、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、<u>企画調査室</u>、産学金官連携室、<u>産業立地政策チーム</u>、<u>企業誘致推進チーム</u>、<u>新事業開拓チーム</u>、<u>雇用・人材確保チーム</u>、障害者就業支援室、企画調整室、地域農業基盤室、林業・林産振興室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(13)～(17) 略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、<u>課内室長等</u>に専決させることができる。</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>課内室長</u> 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる情報システム管理室、草の根自治支援室、公益法人・団体指導室、県史編さん室、営繕室、給与管理室、行政情報管理室、市町村税制支援室、<u>分権自治推進室</u>、企画総務室、地域生活支援室、地域医療推進室、地球温暖化対策室、環境産業育成室、<u>企画推進室</u>、産学金官連携室、<u>雇用政策室</u>、障害者就業支援室、企画調整室、地域農業基盤室、林業・林産振興室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(13)～(17) 略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、<u>課内室長</u>に専決させることができる。</p> |

7～10 略

別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関係)

個別事員に係る事務処理権限

| 所 属 名 | 事 項 類 内 容 | 事務処理権限の区分 | | | | | | 地方機関の 長の名称 |
|-------------|--|----------------------------------|---------|----|-------------|----|--|---------------|
| | | 知事 | 専 決 権 者 | | 委 任 決 裁 権 者 | | | |
| | | | 部長 | 課長 | 部長 | 課長 | | |
| 略 | | | | | | | | |
| 協働連携推進課 | 一 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく知事の権限に属する事務 | 1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証 | | | | | | 総合事務所長 |
| | 2 同法第10条第2項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。)の規定による認証の申請に係る公告 | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 3 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証 | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 4 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定 | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 5 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証 | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証 | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施 | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令 | | | | | | | 総合事務所長 |
| | 9 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取扱い | | | | | | | 総合事務所長 |

分権

| | | | | | | | | |
|------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 十二 地方公営企業法 | 1 略 | | | | | | | |
| 推 進 課 | 2 同令第33条の規定により準用する地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和30年政令第333号)第15条の規定による地方公営企業法又は同令に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出 | | | | | | | |

7～10 略

別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関係)

個別事員に係る事務処理権限

| 所 属 名 | 事 項 類 内 容 | 事務処理権限の区分 | | | | | | 地方機関の 長の名称 |
|-------------|-----------------------|-----------|---------|----|-------------|----|--|---------------|
| | | 知事 | 専 決 権 者 | | 委 任 決 裁 権 者 | | | |
| | | | 部長 | 課長 | 部長 | 課長 | | |
| 略 | | | | | | | | |

地 域

| | | | | | | | | |
|------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 十二 地方公営企業法 | 1 略 | | | | | | | |
| 立 戦 監 課 | 2 同令第33条の規定により準用する地方財政再建促進特別措置法施行令第15条の規定による地方公営企業法又は同令に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出 | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 3及び4 略 | |
| 十三 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に基づく知事の権限に属する事務 | 1 地方財政再建促進特別措置法施行令第13条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項の規定による準用財政再建計画の変更の同意 |
| 2及び3 略 | |
| 十四-十七 略 | |
| 略 | |
| 産業開 | |

| | |
|---|--|
| 3及び4 略 | |
| 十三 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）に基づく知事の権限に属する事務 | 1 地方財政再建促進特別措置法施行令第13条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項の規定による準用財政再建計画の変更の同意 |
| 2及び3 略 | |
| 十四-十七 略 | |
| 十八 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務 | 1 同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証 2 同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告 3 同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証 4 同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認証 5 同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証 6 同法第34条第3項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証 7 同法第41条第1項の規定による業務若しくは財産の状況に関する報告の徴収又は立入検査の実施 8 同法第42条の規定による特定非営利活動法人に対する改題命令 9 同法第43条第1項及び第2項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し |
| 略 | |
| 産業開 | 一 特定産業集積の活性化に関する |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1 略 | 2 略 | 3 略 | 二 略 | <p>産業振興戦略室</p> <p>一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成17年政令第298号）第6条の規定により知事の権限に属するものとされた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づ</p> | <p>1 同法第4条第1項の規定による総合効率化計画の認定</p> <p>2 同法第5条第1項の規定による総合効率化計画の変更の認定</p> <p>3 同法第5条第2項の規定による総合効率化計画の認定の取消し</p> <p>4 同法第7条第1項の規定による特定流通業務促進法の確認</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（使用印鑑の保管及び押印の事務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部の出納員（<u>別に定めるところにより口座を管理している出納員を除く。</u>）の印鑑の保管は、出納局長と協議して会計管理室の出納員が指定する会計員に行わせるものとする。</p> | <p>（使用印鑑の保管及び押印の事務）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部の出納員の印鑑の保管は、出納局長と協議して会計管理室の出納員が指定する会計員に行わせるものとする。</p> |
| <p>（前金払のできる経費及び限度額）</p> <p>第77条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) ケーブルテレビの利用料金</u></p> <p>2 略</p> | <p>（前金払のできる経費及び限度額）</p> <p>第77条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> |
| <p>（予定価格の入札執行前の公表）</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、県が行う建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務（以下この条及び第130条の2において「測量等業務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下この条及び第130条の2において「入札」という。）を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、当該測量等業務の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条（第135条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p> | <p>（予定価格の入札執行前の公表）</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、県が行う建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務（以下この条及び第130条の2において「測量等業務」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「入札」という。）を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、当該測量等業務の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条（第135条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p> |

2 略

様式第4号(第19条関係)(A列6号のもの複写式)

略

備考 1～3 略

4 納入者住所氏名欄は、書類の写しの作成に要する費用及び県が発行する刊行物等の販売代金を領収する場合であって、納入者から希望があったときは、記載を省略することができる。

5 略

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

| 区分 | 委任事務 |
|--------------------|---|
| 部 | |
| 総務課 | <u>県史に関する県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務</u> |
| 県民室～庶務集中局集中業務課 | 略 |
| 分権自治推進課 | 略 |
| 統計課～警察本部交通指導課 | 略 |
| 出納機関及び出納機関に指定しない機関 | 略 |

2 略

2 略

様式第4号(第19条関係)(A列6号のもの複写式)

略

備考 1～3 略

4 略

別表第1の2(第6条関係)

1 出納員に委任させる事務

| 区分 | 委任事務 |
|--------------------|------|
| 部 | |
| 県民室～庶務集中局集中業務課 | 略 |
| 地域自立戦略課 | 略 |
| 統計課～警察本部交通指導課 | 略 |
| 出納機関及び出納機関に指定しない機関 | 略 |

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の2の改正(「地域自立戦略課」を「分権自治推進課」に改める部分に限る。)は、平成19年7月5日から施行する。